

鹿児島市建設工事等指名競争入札参加者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鹿児島市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札（入札の参加者を公募する指名競争入札を除く。）の参加者（以下「入札参加者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の選定)

第2条 別表第1に掲げる建設工事の契約に係る入札参加者は、同表に定める基準により工事の種類ごとの等級に格付けされた建設業者の中から選定する。ただし、必要があると認めた場合は、当該等級の上位又は直近下位の等級に格付けされた建設業者を含め、その中から選定することができる。

2 入札参加者の数は、別表第2の左欄に掲げる建設工事等の予定金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる選定業者数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

3 土木一式工事及び舗装工事の契約に係る入札参加者を選定する場合には、別表第3の左欄に掲げる工事場所の地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる町内（工事場所が地区の境界である場合は隣接する地区の町内）の建設業者又は当該地区を営業の本拠地としている建設業者の中から選定するものとする。ただし、当該地区に第1項別表第1に定める基準の等級に該当する業者がないとき、その他特別の事情がある場合は、他の地区の建設業者の中から選定することができる。

4 市長は、第1項別表第1に定める基準を変更しようとするときは、鹿児島市建設工事競争入札参加有資格者格付等審査委員会に当該基準について審査させるものとする。

(選定の場合の留意事項)

第3条 入札参加者の選定に当たっては、前条及び第5条から第7条までに規定する事項に留意のうえ、次に掲げる事項を総合的に勘案するとともに、一会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないように選定しなければならない。この場合において、各号に掲げる事項の運用基準は別表第4に定める。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事等成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持工事等の状況
- (6) 工事施工等についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(特殊な場合の選定)

第4条 災害その他の理由により緊急を要する建設工事等、特殊な技術、経験又は機械等を要する建設工事等、その他特別な事情があるときは、第2条の規定によらないで選定することができる。

(連続選定の制限)

第5条 既に施工された工事又は現に施工中の工事(本条において「前回工事」という。)を引き継いで施工する工事に係る入札参加者選定に当たっては、前回工事の施工業者は特別な事情がある場合を除くほか選定しないものとする。

(指名停止)

第6条 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年5月28日制定。以下「指名停止要綱」という。)に基づき指名停止を受けた者及び鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年4月1日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。)に基づき入札参加除外措置を受けた者については、当該措置の期間、入札参加者として選定しないものとする。

(指名の保留)

第7条 指名停止要綱別表第1から別表第3までに規定する措置要件及び暴力団排除対策要綱の別表に規定する措置要件に該当する疑いのある者については、当該事実が判明するまでの間、選定を保留することができる。

(秘密の保持)

第8条 入札参加者の選定経過については、これを部外にもらしてはならない。

付 則

1 この基準は、昭和57年3月1日から施行する。

2 鹿児島市請負工事入札者の指名基準(昭和42年4月29日制定)は廃止する。

付 則(昭和61年4月1日一部改正)

付 則(昭和62年4月1日一部改正)

付 則(昭和62年9月10日一部改正)

付 則(平成元年4月1日一部改正)

付 則(平成5年4月1日一部改正)

付 則(平成6年7月6日一部改正)

付 則(平成7年2月13日一部改正)

付 則(平成8年2月13日一部改正)

付 則(平成8年5月29日一部改正)

付 則(平成9年2月17日一部改正)

付 則(平成9年7月1日一部改正)

付 則(平成9年11月17日一部改正)

付 則 (平成12年3月6日一部改正)

付 則 (平成13年7月10日一部改正)

付 則 (平成13年8月13日一部改正)

付 則 (平成14年11月18日一部改正)

付 則 (平成16年2月16日一部改正)

付 則

この基準は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年2月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年2月2日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年2月6日から施行する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年2月3日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年1月23日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

工事の種類 等級	土 木 一 式 事 工	建 築 一 式 事 工	電 工 気 事	管 工 事
A	2,000万円以上	8,000万円以上	1,200万円以上	1,200万円以上
B	1,000万円以上	3,000万円以上	400万円以上	400万円以上
	2,000万円未満	8,000万円未満	1,200万円未満	1,200万円未満
C	500万円以上	600万円以上	400万円未満	400万円未満
	1,000万円未満	3,000万円未満		
D	500万円未満	600万円未満		

舗 装 事 工	造 園 事 工
1,000万円以上	500万円以上
400万円以上 1,000万円未満	500万円未満
400万円未満	

別表第2（第2条第2項関係）

建設工事等の予定金額	選定業者数
500万円未満	7人以上
500万円以上	8人以上
1,500万円以上	9人以上
4,500万円以上	10人以上
8,000万円以上	11人以上
13,500万円以上	12人以上
22,500万円以上	13人以上

別表第3 (第2条第3項関係)

工事場所 の地区	町 名
桜 地 島 区	野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町
上町・吉 野・吉田 地区	岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、吉野一丁目、吉野二丁目、吉野三丁目、吉野四丁目、大明丘一丁目、大明丘二丁目、大明丘三丁目、坂元町、西坂元町、東坂元一丁目、東坂元二丁目、東坂元三丁目、東坂元四丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、本港新町、易居町、西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目
城西・伊 敷・郡山 地区	伊敷町、伊敷一丁目、伊敷二丁目、伊敷三丁目、伊敷四丁目、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目、西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、千年一丁目、千年二丁目、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、下伊敷町、下伊敷一丁目、下伊敷二丁目、下伊敷三丁目、伊敷台一丁目、伊敷台二丁目、伊敷台三丁目、伊敷台四丁目、伊敷台五丁目、伊敷台六丁目、伊敷台七丁目、小野町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、犬迫町、小山田町、皆与志町、新照院町、草牟田町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、玉里町、玉里団地一丁目、玉里団地二丁目、玉里団地三丁目、若葉町、永吉一丁目、永吉二丁目、永吉三丁目、明和一丁目、明和二丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、原良町、原良一丁目、原良二丁目、原良三丁目、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、薬師一丁目、薬師二丁目、城西一丁目、城西二丁目、城西三丁目、鷹師一丁目、鷹師二丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、西田一丁目、西田二丁目、西田三丁目、城山一丁目、城山二丁目、花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町
谷山・喜 入地区	五ヶ別府町、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、星ヶ峯六丁目、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、山田町、中山町、中山一丁目、中山二丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、桜ヶ丘六丁目、小原町、魚見町、東谷山一丁目、東谷山二丁目、東谷山三丁目、東谷山四丁目、東谷山五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、上福元町、谷山中央一丁目、谷山中央二丁目、谷山中央三丁目、谷山中央四丁目、谷山中央五丁目、谷山中央六丁目、谷山中央七丁目、谷山中央八丁目、西谷山一丁目、西谷山二丁目、西谷山三丁目、西谷山四丁目、希望ヶ丘町、清和一丁目、清和二丁目、清和三丁目、清和四丁目、下福元町、坂之上一丁目、坂之上二丁目、坂之上三丁目、坂之上四丁目、坂之上五丁目、坂之上六丁目、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山一丁目、光山二丁目、慈眼寺町、小松原一丁目、小松原二丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、平川町、東開町、卸本町、南栄一丁目、南栄二丁目、南栄三丁目、南栄四丁目、南栄五丁目、南栄六丁目、七ツ島一丁目、七ツ島二丁目、谷山港一丁目、谷山港二丁目、谷山港三丁目、錦江台一丁目、錦江台二丁目、錦江台三丁目、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町
中央・田 上・松元 地区	上記以外の町

別表第4（第3条関係）

指名基準	運用基準
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中のとき。</p> <p>(2) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の強制購入等について、関係行政機関からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。</p> <p>(3) 暴力団員が経営を実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして認められるとき。</p>
2 経営状況	<p>手形取引停止等の事実があるなど経営状態が著しく不健全であるときは指名しないこと。</p>
3 工事等成績	<p>市の発注した建設工事等において、前年度及び現年度の工事等成績（以下「工事等成績」という。）を総合的に勘案して指名すること。</p> <p>(1) 工事等成績の平均が連続して不良であるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 工事等成績の平均が連続して優秀であるときは、これを十分に尊重すること。</p>
4 地理的条件	<p>地域性を勘案する建設工事については、工事場所の地区の区分に応じ、それぞれの地区に事務所等を有している建設業者の中から指名すること。</p>
5 手持工事等の状況	<p>建設工事等の手持ち状況を踏まえ、当該建設工事等を施工又は履行（以下「施工等」という。）する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 工事施工等についての技術的適性	<p>(1) 当該建設工事等と同種の建設工事等について、相当の施工等の実績があること。</p> <p>(2) 当該建設工事等に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる施工等の実績があること。</p> <p>(3) 当該建設工事等に特殊な技術力又は工法を要する場合については、これと同様の施工等の実績があること。</p> <p>(4) 当該建設工事等の施工等に足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 当該建設工事等の施工等に必要な建設機械等の調達が可能なこと。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署又は労働基準局からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合には指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が特に優良であると認められる場合は、これを十分に尊重すること。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する通報等があり、かつ、当該状態が継続している場合には指名しないこと。</p> <p>(2) 市が発注する建設工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約及びその掛け金の納付状況を勘案すること。</p>

